

## 処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法	法令番号	昭和 23 年法律第 242 号				
手続名	共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置命令（共水連）	根拠条項	第 1 0 5 条第 1 項（第 1 7 条の 3 準用）				
処分基準	<p>第 1 7 条の 8 第 1 項に規定する共済調査人の調査の結果等に基づき、共済契約者等の保護の見地から命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断することとする。</p>						
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	目次	4 6 - 3